

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：17702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24500779

研究課題名(和文) 日本近代体育の黎明期における官立師範学校の体育史的意味

研究課題名(英文) Historical significance of physical education in national normal schools at the dawn of modern Japanese physical education.

研究代表者

藤坂 由美子 (Fujisaka, Yumiko)

鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・講師

研究者番号：20442155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、設立後4～5年間ですべて廃校になったため、これまで体育史上注目されてこなかった明治初期における地方の官立師範学校の体操・遊戯指導および実践の実態を明らかにした。地域により差異はあるものの、明治天皇巡幸時の天覧体操を目的として官立師範学校の教師が体操指導を行ったこと、官立師範学校の中庭に鞆、鉄棒などの体操器械が設置されていたこと、官立師範学校卒業生によって体操テキストが刊行され、学校における体操実施が奨励されていたこと、などが明らかになった。また、官立師範学校の廃止後は、県立の師範学校へ速やかに師範教育が移管され、体操の啓発も継承されていったと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study elucidates the reality of coaching as well as practicing in sports and gymnastics education at 6 national normal schools of the early Meiji era, which have not been previously addressed in the history of physical education, as normal schools only existed for 4 or 5 years.

Although regional differences were noted, this study revealed that 1) Teachers of national normal schools conducted gymnastics coaching exhibitions intended for imperial inspections by Emperor Meiji during imperial tours; 2) Courtyards at national normal schools were equipped with gymnastics apparatus such as horizontal bars and swings; and 3) Textbooks written by national normal school graduates were published, and implementation of their suggested gymnastics coaching practices at the schools was encouraged. Moreover, following the abolition of the national normal schools, pedagogy was rapidly relegated to prefectural normal schools, and that is how physical education is believed to have been passed on.

研究分野：体育史

キーワード：官立師範学校 体操指導 遊戯 体操教科書 天覧体操 体育科教育

1. 研究開始当初の背景

筆者はこれまで、日本の近代体育成立史において、1878(明治11)年の「体操伝習所」設立以前を体育の「黎明期」として時代区分し、その時期に欧米の教員養成課程を範として導入された、学校における体操および遊戯の指導・実践の方法に着目し、研究を続けてきた。この時代に注目する理由は、日本体育史では、この時期の学校体操は「欧米体育の直訳時代」であり、国民の体操への関心は低かった時代であったと消極的な評価がなされてきたからである。しかしながら、国が国民皆学をスローガンに、初等教育および師範教育に着手し、その中で身体教育(体操)の必要性を掲げつつ、国民に適当な教材や教授法を模索していった過程は看過してはならない。新規な教育内容を国民に啓発し普及を進める過程で、どのような手段が講じられたのかを解明することを研究当初の課題として提起した。

2. 研究の目的

「体操伝習所」設立以前に、国民教育を担う教師を養成する機関として開設されたのが官立の「師範学校」であった。1872(明治5)年の東京師範学校を嚆矢として、1873年に大阪・宮城、長崎、1874年に愛知、広島、新潟にも官立師範学校が設置された。これらの師範学校は、東京を除いて4年余りですべて廃校となり、府県の師範学校に移管されることになるが、欧米の教授法をモデルとして、師範教育の研究と全国に輩出される教員の養成を行い、日本の近代学校教育の礎を築いたといえる。官立師範学校の教育課程では、体操(体育)も実施されたことが学科課程表から明らかである¹⁾。しかし、これまでの体育史研究においては、東京師範学校以外の地方の官立師範学校全体を対象として、体操の実態を詳細に調査した研究は未見である。そこで、本研究では、官立師範学校が全国に先駆けた教育のモデルとして、体操(体育)をどのように指導・実践したのかを明らかにすることを目的とした。

なお、1874年設立の東京女子師範学校は、教育目的が他の官立師範学校と異なることから、本研究では研究対象から除いた。

3. 研究の方法

本研究は、4年間の研究期間において、主として関連資料の収集と分析を行い、各官立師範学校の教育課程および体操および遊戯指導・実践の実態解明を試みた。

資料収集は国内のみに限定し、国立国会図書館、筑波大学附属図書館、大阪府公文書館、名古屋大学附属図書館、長崎歴史文化博物館、新潟県立図書館等を中心に新たな資料発掘と教育史関連資料(郷土資料)の調査を行った。収集した資料を蓄積し、最終的に各官立師範学校の体操および遊戯指導・実践に着目しながら、それぞれの相違点や類似点を検討

することで、日本近代体育の黎明期における官立師範学校の役割を考察した。

4. 研究成果

(1) 明治天皇巡幸に伴う体操実践と指導

大阪と宮城においては、明治天皇が1877(明治10)年に大和京都巡幸を、1876(明治9)年に東北巡幸を行った際に、天覧体操として小学校で体操を披露している。

明治天皇の巡幸・行幸は明治年間を通して97回に達し、そのうち地方への巡幸は60回を数えるという²⁾。巡幸に際し、天皇が視察した対象は、主として県庁や裁判所等の地方行政機関、鎮台・砲台・練兵場等の軍事施設、勸業博物館や銀行・製糸場・牧場等の産業施設および病院・寺社・学校等であった。学校においては師範学校・英語学校・医学校・小中学校が対象とされ、多数の生徒が動員され、授業が披露された。天皇は当時の最新の学問や授業法を視察した後に、体操場において生徒の集団体操を観覧した例が少なくない。

官立大阪師範学校(以下、官立を略す)においては、1877年2月14日に天皇が英語学校と師範学校等を行幸した際に、師範学校附属小学校生徒による体操を天覧した記録がある³⁾。

また、官立宮城師範学校(以下、官立を略す)においては、1876年6月に、天覧体操のために、当時宮城師範学校において実施されていた体操を、仙台市内の小学校教員と生徒が伝習したという記録がある⁴⁾。1876年の宮城県学務課の文書によれば、天覧のために体操法を習得する必要が生じたが、これまでは学校の体操が全く不体裁であったので、市内7小学校から生徒各20名程を選出し、宮城師範学校の教員2名を派遣させ「改正体操術」なる体操法を小学校生徒と教員に指導させたことがわかる。体操指導は日曜と休日を除く4日間にわたり、午後2時から2時間、市内の養賢学校を会場にして行われた。このように、天皇巡幸に伴って、小学校教員と選抜された生徒が4日間という短期間で集中的に体操法を習得したことがわかる。と同時に、1876年時点では宮城師範学校で体操が実践されてはいたものの、市内の小学校ではまだ普及が認められず、天覧体操を契機に体操指導が本格化したことが窺える。つまり、明治天皇の巡幸は、明治期において地方で立ち遅れていた教育改革を一気に促進し、全国的な統一化を強制していく効力を持っていたことがわかる。そして、このような近代化の促進こそが天皇巡幸の主たる目的であった。体操実践もその一環であったといえよう。

(2) 官立師範学校に設置された体操器械

官立長崎師範学校(以下、官立を略す)では、1875(明治8)年4月に『長崎師範学校体操號令詞』と題する体操テキストが作成されている。同書奥付によれば、編纂したのは

体操教員の岡島擴、草野貞光、織田貞利の3名で、長崎師範学校長の渡部温が校正したとある。また同書は、第一教(體勢法)・第二教(行進歩法)・第三教(運動法)・第四教(体術 頭ノ業)・第五教(腕ノ業)・第六教(拳ノ業)・第七教(歩ノ業)・第八教(足ノ業)・第九教(體ノ業)・第十教(飛)・第十一教(角力)・第十二教(球打)・第十三教(槌掉)・第十四教(綱引)・第十五教(鞞鞭ノ業)・第十六教(雙欄杆ノ業)・第十七教(飛臺ノ業)・第十八教(攀棒ノ業)・第十九教(木馬ノ業)・第二十教(經飛ノ業)・單列小隊操法・二列小隊操法など、行進、徒手体操、器械運動、小隊操法で構成され、号令詞に従って運動の手順が記述されている。このテキストで注目されるのは、第十一教から第二十教の徒手や隊列以外の運動法である。特に鞞鞭・雙欄杆・飛臺・攀棒・木馬・經飛などの器械運動は、幕末から明治初期の『新兵体術(教練)』(田辺良輔 1869年刊行)や『体操書』(石橋好一 1874, 1875年刊行)に掲載されたり、「陸軍戸山学校」(1874年設立)に設置されたりしていた軍隊式体操を系譜とする器械体操である⁵⁾。軍隊式の系譜ではあるが、明治初期には保健衛生を目的とする体操法として比較的簡易な器械が学校教育の中に採用され、官立師範学校に設置されたものと思われる。実際に、現存する「舊長崎師範學校之図」(長崎歴史文化博物館所蔵)で確認すると、同校敷地内にこれらの器械が設置されていたことがわかる。また、生徒の試験科目中にも「体操」が課せられていたことから⁶⁾、教育課程において体操が明確に位置づけられ、『長崎師範學校體操號令詞』に示されたような体操が実施されていたことがわかる。

長崎師範学校と同様に、官立新潟師範学校(以下、官立を略す)においても、敷地内に体操器械が設置されていた。新潟の「官立師範學校大略圖」によれば、中庭に「鞞鞭、鐵棒、木馬、体操器」が置かれていたことがわかった⁷⁾。

なお、東京師範学校においても1873~1874年頃に「鞞鞭、桔槔竿」等の器械があったことが解明できている⁸⁾。

このように、初期の師範教育に徒手体操のほか器械体操の実施が試みられていたことを明確にできたことは、本研究の大きな成果であるといえる。

(3) 官立師範学校教師および卒業生による体操テキストの作成

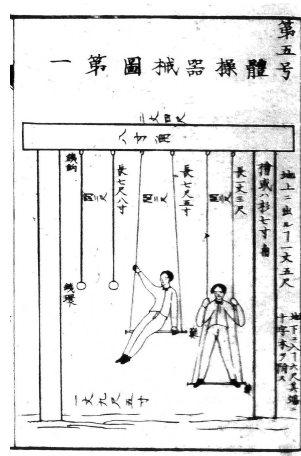
従来の体育史研究では、東京師範学校を1873年に卒業し、大阪師範学校に勤務した「天野皎」が1874年に編纂した『体操図解』はよく知られており、その後の民間による各種体操図解の編纂・刊行にも多大な影響を与えたとして評価されている⁹⁾。

宮城師範学校、新潟師範学校および、先に述べた長崎師範学校においても、各校で教育を受けた生徒や教鞭を執った教師たちが体

操テキストを刊行したことが明らかとなった。

宮城師範学校卒業生「松山若冲」が1876年に『新撰體操図解』、「木村敏」が1882(明治15)年に『小學始教』を編纂し、各書中で徒手体操を紹介している。これらの徒手体操は1873年制定の「改正小学教則」に示された、文部省や東京師範学校が推奨した『樹中体操法図』『体操図』と類似の体操法である。

また、新潟師範学校卒業生の「田中鼎」は、入学前から新潟市内の小学校で主に句読教師兼校長として勤務し、教育界の指導的立場にあった人物であり、師範学校卒業後も県内で教師を務める傍ら、教科書・教授書の執筆活動も盛んに行った教育者である。彼は、新潟師範学校が開設される以前に、新潟県からの命を受けて東京師範学校および東京府師範講習所へ派遣され、約3ヶ月の授業法伝習を受け、帰県後に県下各小学校の教員を招集して開催された小学授業法伝習の講師として指導した。田中の編纂した教授書の一つに『小學授業法指掌 全二冊』(1878年刊行)がある。この書の下巻には「体操教授之図」「体操図」「同器械図」が掲載され、徒手体操と各種体操器械の紹介がなされている。徒手体操は『樹中体操法図』『体操図』と類似の体操法であり、体操器械には鞞鞭、釣環(図1参照)、鉄棒(木製)、平行棒、棍棒、直径一尺八寸位の輪、鞠、羽子板が図示されている。田中が徒手体操に加えて、器械体操や遊戯を小学教材として奨励しようとしていた意図が窺える。



(図1)『小學授業法指掌 下』(田中鼎 1878) 體操器械圖第一

このように、師範学校卒業生らによって、小学教授書類が編纂・刊行され、県内の教員らの手に渡ることによって、積極的な体操実施の啓発が試みられていたことがわかる。それが官立師範学校卒業生の一つの役割となっていたといえるのではないだろうか。

(4) まとめ

以上、大阪・宮城・長崎・新潟については、

体操指導や遊戯実践に関する新たな資料や考察を見いだすことができたが、愛知および広島については、新資料発掘の限界を感じた。しかしながら、いずれの官立師範学校も「師範学校規則」において学科課程を示し、正課授業の時間外ではあるが体操の実施を明示している。また、寄宿舎の舎則では「散歩」の時間を設けている。このように、初期の師範教育において、体操や遊戯等の運動時間は不可欠な時間であることが示され、地方では官立師範学校が廃校となった後も、卒業生らによって体操の奨励は継続されていく。

このように、1873年から1878年までという短期間で役目を終えた地方の官立師範学校ではあるが、徒手および器械体操、隊列運動などの体操や遊戯を教育課程の中で実践し、県下の小学校のモデルとなり、廃校後は速やかに府県立の師範学校へと襍をつなぐ役割を果たしたといえる。この時期に体操専門の教員は存在しなかったが、近代の学校教育において体操実施の必要性を啓蒙し、以後の学校体操確立に向けた下地作りを担ったといえよう。

(5) 今後の課題

官立愛知師範学校関連の資料調査を行う中で、同校の体操指導については、従来の教育史や体育史研究で明らかにされてきた伊沢修二による教育改革以上の新資料は見いだすことができなかった。しかし、明治初期の愛知県教育史を繙く中で、官立師範学校同様に当時、7大学区に1校ずつ設置された「官立外国語学校」の教育課程にも、体操が明確に位置づけられていたことが明らかとなった。1874年設立の愛知外国語学校では、学校敷地内に運動場が設けられており、「青木為二郎」という専任の体操教師も存在していた。このように中等教育においては、初等教育・師範教育と異なる体操指導の実態が見られる。幕末から明治初期にかけて開校した、慶應義塾をはじめとする私立専門学校在校の中等教育に及ぼした影響も看過できない。

日本が近代国家の建設を目指し、国民教育を推し進める上で、初等教育、中等教育、高等教育、社会教育、女子教育に求めたものは何であったか、それぞれの教育課程における体操の目的や内容を比較検討することで、その時代の政府の意図が明らかになってくるであろう。今後は新たな角度から、近代日本の教育および体育に注目し、この時代を揺れ動いた日本人の「身体観」を俯瞰してみたいと思う。

引用・参考文献

- 1) 水原克敏、近代日本教員養成史研究、風間書房、1991、p.89
- 2) 笠原英彦、天皇行幸制の展開、法学研究第67巻1号、1994、p.4
- 3) 大阪編年史料、明治十年「大和京都御巡幸之件」

4) 明治九年宮城師範英語学校綴、宮城県学校務課

5) 木下秀明、体操の近代日本史、不昧堂出版、2015、p.41

6) 文部省、文部省第二年報、p.381、長崎師範学校

7) 北越新報社編、長岡教育史料、1917、p.261

8) 藤坂由美子、東京師範学校卒業生渡辺敏の長野県における体育活動、体育史研究第32号、2015、p.59

9) 大場一義解説、近代体育文献集成 第1期解説、日本図書センター、1982、p.35

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計4件)

藤坂由美子、明治天皇巡幸と体操指導について、日本体育学会第65回大会、2014年8月27日、岩手大学(岩手県盛岡市)

Yumiko Fujisaka, The process of introducing physical education in early modern Japan -The practice of physical education in Aichi Prefecture in early Meiji era-, ISHPES Congress in Taiwan, August 20 2013, Taipei(Taiwan)

藤坂由美子、伊沢修二の体育観の形成に関する一考察、東北アジア体育・スポーツ史学会第10回記念大会、2013年7月13日、定山溪ビューホテル(北海道札幌市)

Yumiko Fujisaka, A study about the process of introducing physical education in modern Japan -from the point of view of publications and reprinted textbooks, ISHPES congress in Brazil, July 10 2012, Rio de Janeiro(Brazil)

〔図書〕(計1件)

藤坂由美子他、道和書院、体育・スポーツ・武術の歴史にみる「中央」と「周縁」- 国家・地方・国際交流 -、2015、pp.2-19:「明治初期(学制期)における学校体操の普及と官立師範学校の役割 - 宮城師範学校を中心に - 」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤坂 由美子 (FUJISAKA, Yumiko)

鹿屋体育大学、スポーツ人文・応用社会科学系、講師

研究者番号：20442155